

議案第73号

おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険条例(平成18年おいらせ町条例第113号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金に関する規定の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険条例(平成18年おいらせ町条例第113号)
の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る改正前のおいらせ町国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。